

附属書 A

品目別規則

注釈

- 1 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- 2 第二十二類に該当する製品の非原産材料割合は、次の計算式により算定する。

$$\text{NOM} = \frac{\text{MCIF}}{\text{FOB}} \times 100$$

この場合において、

- (a) 「NOM」とは、百分率で表示される製品の非原産材料割合とする。
- (b) 「MCIF」とは、締約国において製品の生産に当たって使用された非原産材料のCIF価格であつて、関税評価協定に従つて決定されるものとする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。

(c) 「FOB」とは、協定第二十二條4(b)で定めるFOBをいう。

3 第五十類から第六十二類までについての「規則」の欄中「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」が言及されている場合において、

(a) 当該欄中「第五〇・〇一項に該当する材料」の記載がない場合には、「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」は、これらの纖維と人造纖維の長纖維とを混ぜたものを含まない。

(b) 当該欄中「第五・一項に該当する材料」の記載がある場合にあつては、「紡織用天然纖維」又は「人造纖維の短纖維」は、これらの纖維と人造纖維の長纖維又は生糸とを混ぜたものを含まない。

関税率表番号	品名	規則
第一〇類 一〇〇四・〇〇のうち	穀物 オート 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたものの以外のもの	第一〇・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産

第二一類

二一・〇六

二一〇六・九〇のうち

各種の調製食料品

調製食料品（他の項に該当するものを除く。）

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品以外のものうち

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品以外のものうち

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）、チューインガム、こんにやく及び飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）以外のものうち

砂糖を加えたもの以外のものうち

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）及びアルコ

	<p>第二二類 二二〇三・〇〇 二二〇六・〇〇のうち</p>
<p>ールを含有しない飲料のもと以外のものうち 第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの以外のものうち たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のもの）でソルビールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢 ビール その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当する</p>
<p>第二一・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>第二二・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

ものを除く。

アルコール分が1%未満のもの以外のものうち

清酒及び濁酒以外のものうち

発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物以外のものうち

麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）

アルコール分が90%以上のものうち

工業用アルコールの製造の用に供するもの

エチルアルコール（変性させてないものでアルコー

第二二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産（物品の非原産材料割合が40%以下となる生産に限る。）

第二二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産

二二・〇七

二二〇七・一〇のうち

二二・〇八

二二〇八・二〇	ル分が八〇%未満のものに限る。及び蒸留酒、リキ ユールその他のアルコール飲料 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た 蒸留酒	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・三〇	ウイスキー	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・四〇	ラム及びタフイア	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・六〇	ウオツカ	第二二・〇七項又は第二二・〇八 項に該当する材料以外の材料から の生産
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアール	第二二・〇八項に該当する材料以 外の材料からの生産（物品の非原 産材料割合が四〇%以下となる生

<p>第二四類 二四・〇二 二四〇二・二〇</p>	<p>二二〇八・九〇のうち</p>
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ (たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。) 紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る。)</p>	<p>その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒のうち フルーツブランデー サムスー 薬用のもの その他のもの</p>
<p>第二四〇二・一〇号から第二四〇二・九〇号まで又は第二四〇三・一〇号に該当する材料以外の材料</p>	<p>産に限る。 第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産 第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水</p>	<p>からの生産</p>
<p>二五〇九・〇〇</p>	<p>白亜</p>	<p>第二五・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五・一三</p>	<p>コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない）、パミストーン及びエメリー</p>	<p>第二五・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五・二〇</p>	<p>エメリー、天然のコランダム、天然のガーネット その他の天然の研磨用の材料 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>第二五・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>二五二〇・二〇のうち</p>	<p>プラスチック</p>	<p>第二五二〇・二〇のうち</p>

<p>二五・二三</p>	<p>天然石膏を焼いたもの以外のもの</p> <p>ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）</p>	<p>第二五・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二五・二三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第二七類</p> <p>二七〇四・〇〇のうち</p> <p>二七・〇七</p> <p>二七〇七・四〇</p> <p>二七〇九・〇〇</p>	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう</p> <p>コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン</p> <p>コークス及び半成コークス</p> <p>高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p> <p>ナフタレン</p> <p>石油及び歴青油（原油に限る。）</p>	<p>第二七・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・〇九項に該当する材料以</p>

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもの、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

二七・一〇・一一のうち

軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち

揮発油

低重合度の混合アルキレンのうち

トリプロピレン以外のもの

外の材料からの生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）のうち

温度一五度における比重が〇・八

〇一七を超えるもの

その他のものうち

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のものうち

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
その他のもの	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
その他のもの	
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）のうち 灯油	
低重合度の混合アルキレン	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
その他のものうち	
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）	第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
重油及び粗油	
温度一五度における比重が〇・九〇三	

二七一〇・一九のうち

七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）
その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時に置いてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるものうち

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
第二七・一〇項に該当する材料以

	灯油、軽油、重油、粗油及び潤滑油（流動パラフィンを含む。）以外のもの その他のもの	外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第二七・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二七一一・一四のうち	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン エチレン	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二七一一・一九のうち	その他のもの 石油ガス以外のもの	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
二七一一・二二	ガス状のもの 天然ガス	第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>二七一一・二九</p> <p>二七・一二</p> <p>二七・一三</p> <p>二七一三・九〇のうち</p>	<p>その他のもの</p> <p>ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>その他の石油又は歴青油の残留物</p> <p>潤滑油を溶剤により精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度三五度以下のものに限る。）</p>	<p>第二七・一一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二七・一二項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第二八類</p> <p>二八・〇一</p> <p>二八〇一・一〇</p> <p>二八〇三・〇〇</p>	<p>無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>ふっ素、塩素、臭素及びよう素</p> <p>塩素</p> <p>炭素（カーボンブラックその他の形態の炭素で、他</p>	<p>第二八・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第二八・〇三項に該当する材料以</p>

の項に該当するものを除く。

水素、希ガスその他の非金属元素

水素

窒素

酸素

ほう素及びテルル

砒素

セレン

アルカリ金属及びアルカリ土類金属並びに希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）並びに水銀

アルカリ金属及びアルカリ土類金属

外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

の材料からの生産

第二八・〇四項に該当する材料以外

二八・〇四
二八〇四・一〇
二八〇四・三〇
二八〇四・四〇
二八〇四・五〇
二八〇四・八〇
二八〇四・九〇
二八・〇五

二八〇五・一一	ナトリウム	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇五・三〇	希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇五・四〇	水銀	第二八・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇六	塩化水素（塩酸）及びクロロ硫酸	第二八・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇六・一〇	塩化水素（塩酸）	第二八・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇七・〇〇	硫酸及び発煙硫酸	第二八・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八〇八・〇〇	硝酸及び硫硝酸	第二八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・〇九	五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一一	その他の無機酸及び無機非金属酸化物	
二八一・一一	その他の無機酸 ふっ化水素（ふっ化水素酸）	第二八・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

二八一・一九のうち	その他のもの 臭化水素酸以外のもの	外の材料からの生産
二八一・二二	その他の無機非金属酸化物	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一・二二	二酸化炭素	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一・二二	二酸化けい素	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二八一・二九	その他のもの	第二八・一一項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一二	非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物	第二八・一二項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一三	非金属硫化物及び商慣行上三硫化りんとして取引す る物品	第二八・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一三・九〇	その他のもの	第二八・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・一四	無水アンモニア及びアンモニア水	第二八・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八一四・一〇	無水アンモニア	第二八・一四項に該当する材料以 外の材料からの生産

二八一四・二〇	アンモニア水	外の材料からの生産 第二八・一四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二八・一五	水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物	第二八・一五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一六	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	第二八・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一七・〇〇	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛	第二八・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一八	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない）、酸化アルミニウム及び水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・一〇	人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八一八・三〇	水酸化アルミニウム	第二八・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・一九	クロムの酸化物及び水酸化物	第二八・一九項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・二〇	マンガンの酸化物	外の材料からの生産
二八・二一	アースカラーで三酸化二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のもの並びに鉄の酸化物及び水酸化物	第二八・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二三・〇〇	チタンの酸化物	第二八・二一項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二四	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二四・一〇	一酸化鉛（リサージ）	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
二八二四・二〇	鉛丹及びオレンジ鉛	第二八・二四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二五	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・一〇	ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二五・四〇	ニッケルの酸化物及び水酸化物	第二八・二五項に該当する材料以外の材料からの生産

二八二五・五〇	銅の酸化物及び水酸化物	外の材料からの生産
二八二五・六〇のうち	ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム 二酸化ゲルマニウム以外のもの	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二五・八〇	アンチモンの酸化物	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二五・九〇のうち	その他のもの 水銀の酸化物、酸化第一すず及び酸化第二す ず	第二八・二五項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・二六のうち	ふっ化物及びフルオロロけい酸塩、フルオロアルミン 酸塩その他のふっ素錯塩	第二八・二六項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八・二七	ふっ化物及びナトリウム又はカリウムのフルオ ロけい酸塩	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
二八二七・二〇	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化 酸化物、よう化物及びよう化酸化物 塩化カルシウム	第二八・二七項に該当する材料以 外の材料からの生産
	その他の塩化物	

二八二七・三一	マグネシウムのもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・三二	アルミニウムのもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・三三	鉄のもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・三四	コバルトのもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・三五	ニッケルのもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・三六	亜鉛のもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産又は原産資格 割合が六〇%以上である生産
二八二七・三九	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・四一	塩化酸化物及び塩化水酸化物 銅のもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産
二八二七・四九	その他のもの	第二八・二七項に該当する材料以外 の材料からの生産

二八二七・五九のうち	臭化物及び臭化酸化物 その他のもの 臭化アンモニウム以外のもの	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八二七・六〇	よう化物及びよう化酸化物	第二八・二七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二八	次亜塩素酸塩、商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩	第二八・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・二九のうち	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 臭素酸塩以外のもの	第二八・二九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三〇	硫化物及び多硫化物（多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。）	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三〇・一〇	ナトリウムの硫化物	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三〇・九〇のうち	その他のもの 水銀の硫化物	第二八・三〇項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三一	亜二チオン酸塩及びスルホキシル酸塩	第二八・三一項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・三二	亜硫酸塩及びチオ硫酸塩	外の材料からの生産
二八・三三	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）	第二八・三二項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一一	ナトリウムの硫酸塩 硫酸二ナトリウム	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・一九	その他のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二四	その他の硫酸塩 ニッケルのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二五	銅のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二六	亜鉛のもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三三・二七	バリウムのもの	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三四のうち	亜硝酸塩及び硝酸塩	第二八・三三項に該当する材料以外の材料からの生産

二八・三五	硝酸カルシウム以外のもの	第二八・三四項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三六のうち	ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。） 炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの リチウムの炭酸塩以外のもの	第二八・三五項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三七	シアン化物、シアン酸化化合物及びシアノ錯塩	第二八・三六項に該当する材料以外の材料からの生産
二八三八・〇〇	雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	第二八・三七項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・三九	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品	第二八・三八項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・四一	オキシ金属酸塩及びペルオキシ金属酸塩	第二八・三九項に該当する材料以外の材料からの生産
二八・四二	その他の無機酸塩及びペルオキシ酸塩（アルミノけ	第二八・四一項に該当する材料以外の材料からの生産
	い	第二八・四二項に該当する材料以